**「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(～令和２年度)」の継続について**

**近畿ブロック知事会**

**令和２年(2020年)１月**

**「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(～令和２年度)」の継続について**

近年の地球温暖化が原因とされる異常気象が頻発しており、地球温暖化を防ぐことは、我々人類にとっての喫緊の課題となっている。

我が国でも、地球温暖化を防ぐべく、森林吸収源対策の一つとして「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が平成20年に施行され、平成25年に令和2年度末まで改正、延長された。

本特措法では、支援措置として、地方公共団体が特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等を実施、又は助成を行う場合に、地方債の起債を可能にする地方財政法の特例等が認められており、多くの地方公共団体がこの支援措置を活用し間伐や路網整備等の森林整備を進めてきた。

また、我が国の人工林は高齢化によって二酸化炭素の森林吸収量が減少する傾向にあるが、高齢林の間伐を推進することは、防災等の森林の多面的機能を高度に発揮させるとともに、用材を建築材料等に利用することにより長期間炭素固定を行い、地球温暖化防止対策にも大きく寄与している。

将来にわたって森林の吸収能力をさらに発揮させるためには、現行の特定母樹の増殖の促進の取組に加えて、伐採、再造林など森林資源の若返りの取組及び適正な森林管理が必要である。

ついては、今後も、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として、間伐等の森林整備を継続的に実施していく必要があるため、次の事項について特段の措置を講じるよう提言する。

１　令和3年度以降についても、本特措法を継続するとともに、当該事業に地方債の起債を可能にする地方財政法の特例並びに本特措法に基づく交付金の交付及び特定増殖事業計画の認定を受けた者に対する支援措置等を継続すること。

２　本特措法に伐採、再造林等の森林資源の若返りを進める施策を追加すること。

令和２年１月

　　　　　　　　　　　　　　　　　近畿ブロック知事会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福井県知事　　杉　本　達　治

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三重県知事　　鈴　木　英　敬

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　滋賀県知事　　三日月　大　造

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都府知事　　西　脇　隆　俊

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府知事　　吉　村　洋　文

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　兵庫県知事　　井　戸　敏　三

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　奈良県知事　　荒　井　正　吾

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県知事　　平　井　伸　治

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　徳島県知事　　飯　泉　嘉　門